

申請をお忘れなく

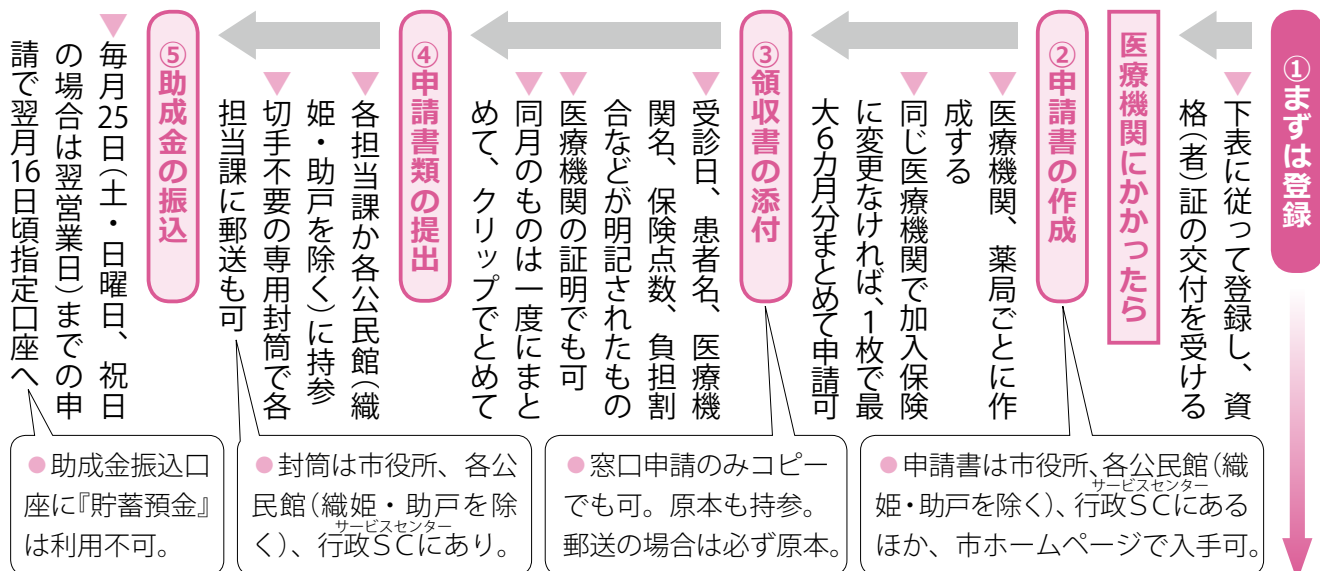


こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障害者

▷こども・妊産婦・ひとり親家庭  
=こども家庭政策課・☎202149  
▷重度心身障害者  
=障がい福祉課・☎202169

# 医療費助成制度

★…4月から重度心身障害者医療の助成対象に精神障害者保健福祉手帳1級所持者が追加されました。  
※対象者には、資格登録のご案内をお送りしますのでご確認ください。



種類	対象者・対象期間	登録に必要なもの	登録場所
こども医療	<b>対象</b> 中学3年生(満15歳の3月末)までの子ども <b>期間</b> 子どもの出生日または転入日から満15歳の3月末まで <b>助成方法</b> ▷県内の医療機関=窓口での保険診療分の負担なし ▷県外の医療機関=上記の申請が必要	①子どもの名前が記載された健康保険証(出生届出時は扶養予定の方の健康保険証) ②保護者名義の預金通帳	こども家庭政策課 保健センター 各公民館(織姫・助戸を除く)
妊産婦医療	<b>対象</b> 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦 <b>期間</b> 母子健康手帳の交付を受けた月の初日または転入日から出産(流産・死産)した月の翌月末まで ※母子健康手帳の交付を受ける前の、妊娠に起因する疾病(流産を含む)も対象(医療機関の証明が必要)。	①健康保険証 ②母子健康手帳 ③対象者名義の預金通帳	こども家庭政策課 保健センター 各公民館(織姫・助戸を除く)
ひとり親家庭医療	<b>対象</b> ▷満18歳の3月末までの子どもを養育している配偶者のいない方およびその子ども(配偶者がいても一定の障がいがある場合などは対象) ▷両親がいないため両親以外の方に養育されている満18歳の3月末までの子どもおよびその保護者 <b>期間</b> 事実発生日(死別、離婚など)または交付申請した月の初日から子どもが満18歳の3月末まで ※所得制限があり、毎年8月に資格の更新があります。	①健康保険証 ②児童扶養手当証書または遺族年金証書(いずれも該当しない方は、全部(個人)事項証明書) ③養育者名義の預金通帳	こども家庭政策課
重度心身障害者医療	<b>対象</b> ▷身体障害者手帳1・2級の方 ▷療育手帳A1・A2の方 ▷身体障害者手帳3・4級で知能指数50以下の重複障がいの方 ▷知能指数35以下の方 ▷精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方…★ <b>期間</b> 登録申請した月の初日から	①健康保険証 ②身体障害者手帳または療育手帳(市診断書でも可)、精神障害者保健福祉手帳 ③対象者名義の預金通帳	障がい福祉課

## 医療費助成制度の続き

### 申請期限

▼診療を受けた月の翌月初日から1年間  
 (例) 4年3月受診分は4年4月1日から5年3月31日まで  
 に申請

### 自己負担額

▼薬局を除く1医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)あたり月額500円  
 ※中学3年生(満15歳の3月末)までの子どもは自己負担がありません。  
 ※重度・心身障がい者の方は、4年4月受診分から自己負担も助成します。

### ほかの給付がある場合

▼高額療養費や付加給付などほかの制度で支給される金額がある場合は、その額を差し引いた額になります。  
 ※『限度額適用認定証』を利用して支払いをした場合は、認定証のコピーを領収書と一緒に添付してください。



### ご確認を

▼65〜74歳の重度心身障害者医療受給者で、後期高齢者医療制度以外の保険加入者は、医療費総額の1割相当を上限に助成します。  
 ★健康保険証の変更手続きを加入保険の内容や、資格者が異動したときなど変更があった場合には、必ず届け出てください。

### ★市外に転出すると受給資格がなくなりす!

速やかに受給資格(者)証を返還してください。

## 家計にも、まちにもやさしい 適正受診にご協力を

- かかりつけ医を持ちましょう。
- 重複受診はやめましょう。
- 緊急時以外、時間外診療は控えましょう。休日や夜間の急な病気で心配なときは26ページに記載の電話相談窓口をご活用ください。



## 新たに助成します 子宮頸がん(HPV)予防接種

健康増進課・☎24513

**対象** 今年度に17〜25歳になる(平成9年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)女性で、同予防接種が済んでいない方

※対象の方には個別に通知を郵送します。

**実施場所** 市内協力医療機関など

**助成対象期間** 4年4月1日から7年3月31日まで(3年間)

※詳細については、市ホームページをご覧ください。



## あん摩などの施術費助成

元気高齢課・☎2153

**対象** 75歳以上の方、身体障害者手帳の1級・2級の方、65歳以上75歳未満の後期高齢者医療被保険者、要支援1以上の方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者

**内容** 医療保険適用外の施術を受ける料金の一部を助成

**助成額** 1回800円の助成券※年間4回。

**申込** それぞれ該当する健康保険証、身体障害者手帳、介護保険証などを持って同課(本庁舎1階16番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)

## ジェネリック医薬品を活用しよう



### ジェネリック医薬品とは?

新薬と同じ有効成分・効能があると厚生労働省から認められた医薬品のことです。

●すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

### 安全性は?

ジェネリック医薬品は、国の厳しい検査をクリアしたものが承認されています。効き目はもちろん、安全性、品質も確認されています。

●ジェネリック医薬品を使用することにより、医療費を下げられる場合があります。

保険年金課・☎2147